

発議案第 1 号

燕市議会ハラスメント防止条例の制定について

燕市議会ハラスメント防止条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 6 日 提 出

議会運営委員長 渡邊 広宣

記

燕市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、人権を侵害するとともに、社会的信用を損なうことにつながる行為である。特に、高い倫理観と公共の使命を求められる議員が、その地位や影響力を背景として行うハラスメントは、重大な問題であり、断じて容認できるものではない。

燕市議会は、議員によるハラスメントが市政運営や市民サービスに深刻な影響を及ぼすことを深く認識し、その防止と根絶に取り組むことを宣言する。

また、議員及び職員が互いに尊重し合い、信頼を築きながら、その能力を最大限発揮できる健全な職務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、燕市議会議員(以下「議員」という。)間及び議員と職員との間におけるハラスメントの防止並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関し、必要な事項を定めることにより、全ての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、その役割を十分発揮し、快適に働くことができる環境を確保するとともに、ハラスメントの未然防止に努め、より一層市民に信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワーハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の職務環境を害することとなる行為をいう。)、セクシュアルハラスメント(性的な言動により相手方に不快感を与える行為又はその行為により当該相手方の職務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。)、妊娠、出産、育児又は介護に

関するハラスメント(妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度及び措置の利用に対する言動により相手方の職務環境を害することとなる行為をいう。)、その他個人の人格又は尊厳を害し、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与える全ての行為をいう。

(2) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、並びに同条第3項第1号、第2号、第3号及び第3号の2に規定する特別職の職員(議員を除く。)、その他市の職務に従事する全ての職員をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間及び議員と職員との間において生じたハラスメント並びにハラスメントに起因する問題について適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントを行ってはならない。

2 議員は、議員同士及び議員と職員が、互いにその役割と職責を尊重し、職務遂行上の連携を図り、活動しなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる行為を疑われたときは、誠実な態度で事実を明らかにしなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる行為を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を速やかに報告しなければならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員及び職員からハラスメントの相談又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(相談窓口の設置及びハラスメント事案への対応)

第6条 議長は、議員間及び議員と職員との間におけるハラスメントに関する相談の円滑かつ公正な解決を図るため、燕市議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。

2 議長は、議員及び職員から議員によるハラスメントに関する相談又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切にその内容を精査し、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

3 議長は、前項の事実関係の調査及び確認を行うために、議員等で組織するハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を設置することができる。

4 審査会の構成員は、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、公平かつ公正に事実関係の調査及び確認を行わなければならない。

5 審査会は、議員によるハラスメントに関する相談又は苦情の申出について、公正かつ適正に対応するために必要と認めるときは、ハラスメント事案に関する専門的な知識及び経験を有する者を審査会に出席させ、意見を聴取することができる。

6 議長は、審査会の調査結果により、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員に対し、指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。

(公表等)

第7条 議長は、審査会の調査結果により、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じることができる。

(研修等)

第8条 議長は、議員に対し、ハラスメントの防止を図るため、必要な研修等を実施しなければならない。

(プライバシーの保護)

第9条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(職務の代行)

第10条 議長が第6条に定める調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。